

一時帰国者（非居住者）の源泉所得税

新型コロナウイルスの影響により一時帰国された駐在員もおられますが、源泉所得税の実務上の処理は適切に行われていますでしょうか？赴任時、帰任時の原則的な考え方は変わりませんが、帰任命令の有無が大きな判定要素になります。

日本国における非居住者に対する課税

原則として非居住者の有する国内源泉所得のうち恒久的施設（PE）帰属所得については総合課税、その他の国内源泉所得については源泉徴収で課税関係が終了します。

課税の範囲

「非居住者」とは、居住者以外の個人と定義されていますので居住者の定義を確認します。「居住者」とは国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人と定義されています。

非居住者は国内源泉所得のみ課税に対し、居住者は国内源泉所得と国外源泉所得に対して課税されます。

国内源泉所得

給与等のうち、国内において行う勤務その他の人的役務の提供（内国法人の役員として国外において行う勤務その他の人的役務の提供を含む）

（実務の視点）

帰任命令が出て日本において労働している社員は居住者と考えられ一般的な給与処理をし、帰国日以降に支給される日本国内支給分について年末調整で法人の行う税務処理は完結します。（入国日から居住者）

一方、個人の税務処理は入国日から国内・国外源泉所得について所得税は課税対象となりますので、帰国日以降に海外法人において支給されている給与についても確定申告をする必要があります。

帰任命令がなく一時的に日本において労働している社員は非居住と考えられ、帰国日以降に支給される日本国内支給分については、20.42%で源泉徴収し、法人の行う税務処理は完結します。(入国日から1年は非居住者)

一方、個人の税務処理は源泉徴収のみで完結します。

留意事項

所得税法は、勤務など役務の提供を行う場所が課税の判断に影響します。一方、法人税法は、労働者の役務提供がどこの法人の帰属所得を得るために必要かがポイントとなります。

またテレワークの活用など海外赴任に伴う諸手当の支給停止などは制度設計において想定外であることもあり海外赴任規程のメンテナンスや海外子会社の管理、赴任の必要性も再考する必要かと思われます。

中国の個人所得税法においては、国内滞在日数が183日未満の年は非居住者として扱われます。両国の税法において非居住者となる可能性もありますので、課税方法の変更にも注意が必要です。